

確定申告書・決算書をもう一度ご確認ください！

間違いに気づいた場合は、速やかに確定申告のやり直しとなります。やり直し方法は、次の通りです。

納税額が多くなる時・・・売上の漏れ、経費や所得控除の過大計算により、税金を少なく申告した場合は修正申告を速やかに提出しなければなりません。

納税額が少くなる時・・・売上の2重計上や経費、所得控除の漏れにより、税金を多く申告した場合は5年以内に限り更正の請求により、税金を減額する事が出来ます。

※詳しくは申告会事務局までご相談ください。